

# 令和7年第2回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

## 議案

### 議案第23号

#### 佐伯市情報公開条例等の一部改正について (議案書4ページ)

刑法等の一部改正により、自由刑のうち「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」が創設されることに伴い、関係条例の整理をしようとするものである。

懲役	刑事施設に拘置して <u>所定の作業を行わせるもの</u>	⇒	拘禁刑	刑事施設に拘置し、 <u>改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるもの</u>
禁錮	刑事施設に拘置するもの			

＜主な改正の内容＞

#### (1) 法律の改正に伴う用語の変更

次に掲げる条例において使用する「懲役」及び「禁錮」の用語を「拘禁刑」に改める。

条番号	改正する条例の名称	変更前	変更後
第1条	佐伯市情報公開条例	懲役	拘禁刑
第2条	佐伯市職員の給与に関する条例	禁錮	
第3条	佐伯市職員の退職手当に関する条例	禁錮	
第4条	佐伯市公設水産地方卸売市場条例	禁錮	
第5条	佐伯市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例	禁錮	
第6条	佐伯市消防団員に係る消防功労金の支給に関する条例	禁錮	
第7条	佐伯市埋立て等規制条例	懲役	
第8条	佐伯市行政不服審査会条例	懲役	
第9条	佐伯市個人情報保護法施行条例	懲役	
第10条	佐伯市議会の個人情報の保護に関する条例	懲役	

#### (2) 施行期日

令和7年6月1日

(担当課：総務課)

## 議案第 24 号

### 佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正について (議案書 7 ページ)

令和 6 年 10 月 1 日に行われた大分県人事委員会の勧告等に鑑み、国家公務員の社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に準じた給与改定(給与制度のアップデート)のための措置を講じようとするものである。

<主な改正の内容>

#### (1) 佐伯市職員の給与に関する条例の一部改正(第 1 条による改正)

- ① 扶養手当(月額)について、民間企業や公務の配偶者に係る手当の減少傾向が継続しており、このような社会と公務の変化を踏まえ、次のとおり、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を引き上げる(第 12 条第 2 項から第 4 項まで改正関係)。

区分	改定前	改定後
配偶者	6,500 円	0 円
子	10,000 円	13,000 円

※満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子に加算する 6,000 円については、変更なし

- ② 上記①の配偶者に係る手当の廃止及び子に係る手当の引上げを段階的に行うため、令和 9 年 3 月 31 日までの間における経過措置を次のとおり定める(附則第 3 項から第 5 項まで関係)。

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度以降 (制度完成)
配偶者	5,500 円	3,500 円	0 円
子	11,000 円	12,000 円	13,000 円

※令和 6 年度からの 8 級制廃止の際に据え置いていた旧 8 級職員に対する令和 7 年度の配偶者の金額は、3,500 円から変更なし

- ③ 近年、災害対応など、深夜に及ぶ実態が見られる中で、時間外勤務手当等が支給されない管理監督職員に対して、その勤務実態に応じた適切な処遇を確保する観点から、管理監督職員が災害対応等により勤務時間外に勤務をした場合に支給する「管理職員特別勤務手当」について、平日深夜に係る支給対象時間帯を、現行の「午前 0 時から午前 5 時まで」から「午後 10 時から午前 5 時まで」に拡大し、勤務に従事する時間帯を考慮した手当額を支給する(第 24 条の 2 改正関係)。
- ④ 今後、高齢層職員の能力及び経験を活用するための公務上の必要性に備え、定年前再任用短時間勤務職員の諸手当について、新たに住居手当を支給の対象とする(第 28 条の 2 改正関係)。
- ⑤ 行政職給料表について、職務や職責に応じた給与上昇を確保する観点から、職員が早期に昇格した場合のメリットの拡大等を図るため、職務の級が 3 級以上の各級の初号付近の号給の給料月額を削り、これらの級の初号の給料月額を引き上げる。あわせて、この改定日の前日から引き続き職員である者を新たな行政職給料表へ適用させるため、対象となる

職員の号給の切替えを行う（別表第1改正関係並びに附則第2項及び附則別表関係）。

**(2) 佐伯市国民健康保険診療所の医師の給与に関する条例の一部改正（第2条による改正）**

国民健康保険診療所の医師の給料について、行政職給料表との均衡を基本に医療職給料表の改定を行うとともに、この改定日の前日から引き続き職員である者を新たな医療職給料表へ適用させるため、対象となる職員の号給の切替えを行う（別表第1改正関係並びに附則第2項及び附則別表関係）。

**(3) 佐伯市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第3条による改正）**

現行の特定任期付職員のボーナスは、期末手当のみで勤勉手当は支給されていない。このため、勤務成績を反映することができるのは、特に顕著な業績を挙げた場合に年1回支給する「特定任期付職員業績手当（給料月額1か月分）」のみとなっている。今後は、勤務成績を適時のタイミングで給与に反映させるため、特定任期付職員業績手当を廃止し、次のとおり、特定任期付職員のボーナスを期末手当と勤勉手当からなる構成に改める（第7条及び第8条改正関係）。

手当区分	支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)-(A)
期末手当	6月期	1.725月	0.950月	△0.775月
	12月期	1.725月	0.950月	△0.775月
	計	3.450月	1.900月	△1.550月
勤勉手当	6月期	—	0.875月	0.875月
	12月期	—	0.875月	0.875月
	計	—	1.750月	1.750月

**(4) 施行期日**

令和7年4月1日

(担当課：総務課)

## 議案第 25 号

### 佐伯市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正について

#### (議案書 22 ページ)

大分県人事委員会の勧告等に鑑み、一般職の常勤職員の例により、会計年度任用職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合の上限を改定しようとするものである。

<改正の内容>

#### (1) 会計年度任用職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給割合の上限の改定

令和7年度以降に支給する会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当について、次の表のとおり、支給割合の上限を引き上げる(第2条第9項及び第10項並びに第4条第4項及び第5項改正関係)。

手当区分	支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)-(A)
期末手当	6月期	1.225月	1.250月	0.025月
	12月期	1.225月	1.250月	0.025月
	計	2.450月	2.500月	0.050月
勤勉手当	6月期	1.025月	1.050月	0.025月
	12月期	1.025月	1.050月	0.025月
	計	2.050月	2.100月	0.050月

#### (2) 施行期日

令和7年4月1日

(担当課：総務課)

## 議案第 26 号

### 佐伯市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐伯市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

(議案書 23 ページ)

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）」の一部改正等に伴い、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度（以下「介護両立支援制度」という。）の周知等に係る規定を新たに設けるほか、規定の整理をしようとするものである。

<主な改正の内容>

#### (1) 佐伯市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第 1 条による改正）

ア 時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大

現行では、「3歳に満たない子」のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、原則として時間外勤務が免除されることとなっているが、この免除の対象となる子の範囲を「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大する（第 10 条の 3 第 2 項改正関係）。

イ 介護両立支援制度の周知等に係る規定の新設

介護両立支援制度の個別の周知等の強化を図るため、次の事項を定める（第 19 条の 2 及び第 19 条の 3 追加関係）。

- ① 配偶者等が介護を必要とする状況に至ったことを職員が申し出たときは、介護両立支援制度等を知らせるとともに、その請求等の意向確認を行うため、面談等の措置を講ずる。
- ② 職員に対し、介護両立支援制度等について早期（40 歳に達した年度）に情報提供を行う。
- ③ 介護両立支援制度等について、職員に対し、研修を実施するとともに、相談体制の整備等の措置を講ずる。

#### (2) 佐伯市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第 2 条による改正）

育児・介護休業法の一部改正により、同法に「条項ずれ」が生じたことに伴い、当該条項を引用している規定を改正後の条項に改める（第 19 条第 3 項改正関係）。

#### (3) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(担当課：総務課)

## 議案第 27 号

### 佐伯市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

#### (議案書 25 ページ)

雇用保険法及び国家公務員退職手当法の一部改正により、失業者の退職手当の給付内容の見直しが行われたことに伴い、国家公務員に準じ、同法と同様の改正をしようとするものである。

<主な改正の内容>

#### (1) 就業手当の廃止

「失業者の退職手当」とは、職員が退職した場合において、退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法の失業等給付相当額に満たず、かつ、退職後一定の期間失業しているときに、その差額分を退職手当として支給する制度である。

このうち、早期再就職を促進することを目的として支給されている「就業促進手当」の一つである、安定した職業以外の職業に就いた場合に支給される「就業手当」が廃止されたことに伴い、当該就業手当の支給に係る規定を改める（第 10 条第 11 項第 4 号及び第 14 項改正関係）。

#### (2) 地域延長給付の延長

雇用機会が不足している地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住するなどの要件を満たす者に対して、所定の給付日数を超えて「失業者の退職手当」を支給できる特例措置である「地域延長給付」を令和 8 年度まで延長する（附則第 11 項改正関係）。

#### (3) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(担当課：総務課)

## 議案第 28 号

### 佐伯市行政組織条例の一部改正について (議案書 26 ページ)

令和 7 年度の組織改編に伴い、地方自治法第 158 条第 1 項後段の規定により市長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務について定めた「佐伯市行政組織条例」を改めるとともに、関係条例において引用する部課の名称を改めようとするものである。

<改正の内容>

#### (1) 佐伯市行政組織条例の改正

- ア 総務部において、職員体制の強化及び庁舎内での事業推進強化を図るため、福祉保健部の事務分掌のうち「人権・同和対策」に関する事務を総務部に移管する（第 2 条第 1 号及び第 6 号改正関係）。
- イ 市民生活部において、関係部署（市民課・税務課）との連携強化及び職員体制の強化を図るため、福祉保健部の事務分掌のうち「国民健康保険」及び「国民年金」に関する事務を市民生活部に移管する（第 2 条第 5 号及び第 6 号改正関係）。

#### (2) 関係条例の改正

令和 6 年度の組織改編に伴い、「佐伯市空家等対策協議会条例」において設置する「佐伯市空家等対策協議会」の庶務を担当する部課の名称を次のとおり改める（附則第 2 項関係）。

改正前	改正後
地域振興部コミュニティ創生課	建設部建築住宅課

#### (3) 施行期日

- ① 上記 (1) 令和 7 年 4 月 1 日
- ② 上記 (2) 公布の日

(担当課：行政マネジメント課)

## 議案第 29 号

### 佐伯市過疎地域持続的発展計画の変更について (議案書 27 ページ)

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第 8 条第 10 項において準用する同条第 1 項の規定により、過疎地域持続的発展計画の重要な変更をしようとする場合には、当該市町村の議会の議決を経て、これを主務大臣に提出しなければならないこととされている。

本議案は、佐伯市過疎地域持続的発展計画（計画期間：令和 3 年度から令和 7 年度まで）の変更について、議会の議決を求めようとするものである。

今回の計画の変更内容は、令和 7 年度以降に実施予定の事業について、産業の振興に係る事業計画に産業振興促進事項に該当する事業を 3 件追加しようとするものである。

#### <産業振興促進事項に該当する事業の追加>

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
基盤整備 農業	防災重点農業用ため池等整備事業 (大野谷地区)	大分県
漁港施設	松浦漁港特定流通基盤整備事業 (県施行事業負担金)	大分県
	松浦漁港災害防止対策事業 (県施行事業負担金)	大分県

#### <防災重点農業用ため池等整備事業（大野谷地区）の概要>

##### (1) 事業の目的

大野谷ため池は、明治時代に築造され、平成 13 年度に全面改修を行ったものの、耐震性を有しておらず、大規模な地震や豪雨により決壊の危険性がある。下流域の人家等の安全・安心の確保を図るため改修を行う。

##### (2) 事業の内容

ため池改修工事 一式

##### (3) 事業期間

令和 6 年度～令和 12 年度

##### (4) 負担割合

国 55%・県 34%・市 11%

##### (5) 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

事業費	財源内訳	
	過疎対策事業債	一般財源
57,370	56,800	570



**<松浦漁港特定流通基盤整備事業（県施行事業負担金）の概要>**

**(1) 事業の目的**

松浦漁港の岸壁は、南海トラフ地震等の大規模な地震や津波により漁港機能が失われると、地域全体に大きな経済損失が生じるおそれがある。このため、主要な陸揚げ岸壁の耐震・耐津波性能を強化し、大規模災害時においても水産業の早期再開が可能となるよう、防災機能の強化を図る。

**(2) 事業の内容**

岸壁・取付護岸・道路改良工事 一式

**(3) 事業期間**

令和7年度～令和11年度

**(4) 負担割合**

国50%・県35%・市15%

**(5) 事業費及び財源内訳**

(単位：千円)

事業費	財源内訳	
	過疎対策事業債	一般財源
138,750	138,700	50

**<松浦漁港災害防止対策事業（県施行事業負担金）の概要>**

**(1) 事業の目的**

松浦漁港海岸は、高潮、波浪、津波等により越波、浸水等の被害の発生が予想されるため、開口部に陸閘を設置し、浸水被害の防止など防護機能の向上を図る。

**(2) 事業の内容**

陸閘の設置 1基

**(3) 事業期間**

令和7年度

**(4) 負担割合**

県90%・市10%

**(5) 事業費及び財源内訳**

(単位：千円)

事業費	財源内訳	
	緊急自然災害防止対策事業債	一般財源
1,200	1,200	0

(担当課：政策企画課)

## 議案第 30 号

### 小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について (議案書 29 ページ)

「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第 3 条第 1 項の規定により、「この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て総合整備計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならない」こととされている。

令和 7 年度以降に実施予定の事業に対して辺地対策事業債を充当する予定であることから、総合整備計画を策定する必要が生じたため、「小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画」の策定について、議会の議決を求めようとするものである。

小川辺地は、佐伯市の中心部から約 20 km の距離にある人口 76 人の集落である。

公共的施設の整備計画の計画期間は令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間であり、整備計画の内容は「地区集会所整備事業」である。

#### <地区集会所整備事業の概要>

##### (1) 事業の目的

小川地区集会所は、昭和 28 年に建築され、自治活動の重要な拠点施設であるが、建築から 71 年が経過しており、老朽化が著しい。地域住民の生活文化水準の向上及び住民自治活動の活性化を図るため、小川区が整備する地区集会所の整備に係る費用の一部を市が助成する。

##### (2) 事業の内容

令和 7 年度  
地区集会所新築工事 一式

##### (3) 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

事業費	財源内訳	
	辺地対策事業債	一般財源
10,000	10,000	0

(担当課：政策企画課)

## 議案第 31 号

### 因尾辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について (議案書 32 ページ)

議案第 30 号と同様に、因尾辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、議会の議決を求めようとするものである。

因尾辺地は、佐伯市の中心部から約 25 km の距離にある人口 339 人の集落である。

公共的施設の整備計画の計画期間は令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間であり、整備計画の内容は「診療の用に供するために必要な備品の更新」である。

#### <診療の用に供するために必要な備品の更新の概要>

##### (1) 事業の目的

因尾診療所は、昭和 59 年に設置され、地域の医療サービスを提供しており、また、平成 28 年度からは指定管理者制度を活用し、指定管理者による管理運営を行っている。地域内の医療環境を維持するため、耐用年数を超過した医療機器等の更新を行う必要がある。

##### (2) 事業の内容

令和 7 年度～令和 11 年度

X 線撮影装置、上部内視鏡検査装置、超音波画像診断装置等

##### (3) 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

事業費	財源内訳		
	県補助金	辺地対策事業債	一般財源
48,725	24,128	24,000	597

(担当課：政策企画課)

## 議案第 32 号

### 木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について (議案書 35 ページ)

「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更しようとする場合は、当該市町村の議会の議決を経て、これを総務大臣に提出しなければならないこととされている。

令和 7 年度以降に実施予定の事業に対して辺地対策事業債を充当する予定であることから、総合整備計画を変更する必要性が生じたため、「木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画」の変更について、議会の議決を求めようとするものである。

今回の整備計画の変更内容は、「木浦浄配水場施設改修（電気）」の追加であり、その事業費、財源内訳及び辺地対策事業債の予定額を計上する。

#### <木浦浄配水場施設改修（電気）の概要>

##### (1) 事業の目的

宇目木浦飲料水供給施設に設置している制御盤の老朽化に伴い、ポンプの安定制御が見込めない状況である。

よって、安全で良質な水道水を安定的に供給するためには、既設制御盤の改造及び補助制御盤の設置を行う必要がある。

##### (2) 事業の内容

令和 7 年度

木浦浄配水場施設改修（電気）工事 一式

##### (3) 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

事業費	財源内訳	
	辺地対策事業債	一般財源
3,949	3,900	49

(担当課：政策企画課)

## 議案第 33 号

### 波当津葛原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について (議案書 39 ページ)

議案第 30 号と同様に、波当津葛原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、議会の議決を求めようとするものである。

波当津葛原辺地は、蒲江振興局から約 13 km の距離にある人口 241 人の集落である。

公共的施設の整備計画の計画期間は令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間であり、整備計画の内容は「特定地域生活排水処理施設の整備」である。

#### <特定地域生活排水処理施設の整備の概要>

##### (1) 事業の目的

生活雑排水は、河川等に直接排水されており、快適な居住環境の推進と公共用水域における水質の保全、美しい自然環境の保護・継承や、水産・観光業の振興を図っていくためにも、生活排水処理施設を整備する必要がある。

##### (2) 事業の内容

令和 7 年度～令和 11 年度

合併浄化槽の設置 合計 10 基

##### (3) 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

事業費	財源内訳				
	国庫補助金	受益者負担金	下水道事業債	辺地対策事業債	一般財源
14,500	3,815	1,095	5,000	4,500	90

(担当課：政策企画課)

## 議案第 34 号

### 佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について (議案書 42 ページ)

「佐伯市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給基金条例」を廃止しようとするものである。

<改正の内容>

#### (1) 佐伯市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給基金条例の廃止

本市では、大分県の「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」の融資を受けた事業者に対し、当該融資に対する利子補給金を交付する「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給事業」を実施しており、この財源の一部には、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を充当している。

今回廃止しようとする「佐伯市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給基金条例」は、令和3年度に交付された当該交付金を令和4年度以降も当該事業の財源として充当するために基金として積み立てる必要があったことから、令和3年度に制定したものであるが、当該対象となる利子補給期間が令和6年度に終了するため、「佐伯市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給基金条例」を廃止する（本則第92号追加関係）。

#### (2) 施行期日

令和7年4月1日

(担当課：商工振興課)

## 議案第 35 号

### 佐伯市手数料条例の一部改正について

#### (議案書 43 ページ)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の一部改正により、原則全ての建築物に対して建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ性能基準」という。）への適合が義務付けられたことに伴い、新たな手数料の設定等をしようとするものである。

＜主な改正の内容＞

#### (1) 建築基準法関係手数料

ア これまで、床面積 500 平方メートル以下の建築物については、その構造規定等の確認及び検査の審査が省略されていたが、省エネ性能基準への適合の義務化に伴い、当該審査の省略が廃止されることとなり、審査の所要時間の増加が見込まれることから、次のとおり、当該審査に係る手数料を増額する（別表第 4 の 3 の項、6 の項及び 9 の項改正関係）。

床面積	建築確認		完了検査 ※中間検査合格証の交付を受けている場合は、( )内の金額		中間検査	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
30 m <sup>2</sup> 以下	7,000 円	11,000 円	14,000 円 (13,000 円)	23,000 円 (21,000 円)	13,000 円	20,000 円
30 m <sup>2</sup> 超 100 m <sup>2</sup> 以下	13,000 円	20,000 円	17,000 円 (16,000 円)	27,000 円 (25,000 円)	16,000 円	23,000 円
100 m <sup>2</sup> 超 200 m <sup>2</sup> 以下	20,000 円	31,000 円	23,000 円 (22,000 円)	36,000 円 (35,000 円)	22,000 円	32,000 円
200 m <sup>2</sup> 超 500 m <sup>2</sup> 以下	28,000 円	45,000 円	32,000 円 (30,000 円)	51,000 円 (49,000 円)	28,000 円	44,000 円

イ 省エネ性能基準への適合の義務化に伴い、設計及び審査の簡素・合理化のため、建築確認時に併せて審査を行うことができる「仕様基準(※)」による方法が新たに設けられた。

これに伴い、次のとおり、当該審査に係る手数料を新たに定める（別表第 4 の 3 の項改正関係）。

(※)「仕様基準」とは、あらかじめ決まった仕様を選択することで省エネ性能基準を満たすことができる基準をいう。

区分	床面積	手数料の額
一戸建ての住宅	200 m <sup>2</sup> 未満	12,000 円
	200 m <sup>2</sup> 以上	13,000 円
共同住宅等又は複合建築物 の住宅部分	300 m <sup>2</sup> 未満	22,000 円
	300 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	34,000 円
	2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	53,000 円
	5,000 m <sup>2</sup> 以上	69,000 円

ウ 省エネ性能基準への適合の義務化に伴い、次のとおり、完了検査時において省エネ性能基準への適合の検査を行う場合の手数料を新たに定める（別表第4の6の項改正関係）。

床面積	手数料の額（通常検査からの増加額）
500 m <sup>2</sup> 以下	4,000 円
500 m <sup>2</sup> 超 1,000 m <sup>2</sup> 以下	6,000 円
1,000 m <sup>2</sup> 超 2,000 m <sup>2</sup> 以下	8,000 円
2,000 m <sup>2</sup> 超 10,000 m <sup>2</sup> 以下	17,000 円
10,000 m <sup>2</sup> 超 50,000 m <sup>2</sup> 以下	31,000 円
50,000 m <sup>2</sup> 超	49,000 円

**(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料**

通常和省エネ性能基準による方法（標準計算法）や上記（1）イの仕様基準による方法に加え、設計及び審査の簡素・合理化のため、これら2つの方法を併用する「仕様・計算併用法」による低炭素建築物新築等計画の認定の審査を行う場合の手数料を新たに定める（別表第4の49の項及び50の項改正関係）。

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		28,800 円
共同住宅等又は複合建築物 の住宅部分	1 戸	28,800 円
	2 戸～5 戸	54,600 円
	6 戸～10 戸	76,200 円
	11 戸～25 戸	107,000 円
	26 戸～50 戸	155,000 円
	51 戸～100 戸	225,000 円
	101 戸～200 戸	310,000 円
	201 戸～300 戸	404,000 円
300 戸超		468,000 円



**(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料**

ア 省エネ性能基準への適合の義務化に伴い、次のとおり、住宅に係る省エネ性能基準への適合の審査を行う場合の手数料を新たに定める（別表第4の51の項改正関係）。

区分		手数料の額		
		標準計算法	仕様・計算併用法	向上計画認定を受けた他の建築物の場合
一戸建ての住宅	200 m <sup>2</sup> 未満	32,100 円	24,000 円	5,100 円
	200 m <sup>2</sup> 以上	35,600 円	26,500 円	5,100 円
共同住宅等	300 m <sup>2</sup> 未満	63,500 円	47,000 円	9,550 円
	300 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	106,000 円	78,300 円	19,400 円
	2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	179,000 円	136,000 円	41,600 円
	5,000 m <sup>2</sup> 以上	256,000 円	198,000 円	73,900 円
複合建築物		共同住宅等の規定の例により算出した住宅部分に係る額及び非住宅部分に係る額を合算した額		

イ 上記（2）と同様に、仕様・計算併用法を用いて建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の審査を行う場合の手数料を新たに定める。

なお、手数料の額は、上記アの仕様・計算併用法の手数料の額と同額とする（別表第4の54の項改正関係）。

ウ これまで任意に申請することができた省エネ性能基準の適合認定については、省エネ性能基準への適合の義務化に伴い廃止となるため、当該認定の審査に係る手数料を削除する（別表第4の56の項削除関係）。

**(4) 施行期日**

令和7年4月1日

(担当課：建築住宅課)

## 議案第 36 号

### 佐伯市生活改善センター条例の一部改正について (議案書 52 ページ)

佐伯市西谷口生活改善センターを、令和 7 年 4 月 1 日に廃止しようとするものである。

<改正の内容>

#### (1) 施設の名称等に係る規定の削除

集会施設及び地区集会所に類する施設については、佐伯市公共施設等総合管理計画において、「新規整備はしない。地区譲渡を進めていく。」との方針が定められており、地区譲渡について、地区との協議を進めてきた。

今回、西谷口区が施設の譲渡受入れを決定し、令和 6 年 12 月に当該地区から市に対し、無償譲渡申請書の提出がなされた。

これに伴い、佐伯市西谷口生活改善センターの名称及び位置の規定を削除する(第 2 条の表改正関係)。

#### (2) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(担当課：農政課)

## 議案第 37 号

### 佐伯市西谷口生活改善センターの指定管理者の指定の期間の変更について (議案書 53 ページ)

佐伯市西谷口生活改善センターの指定管理者の指定の期間を変更することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

佐伯市西谷口生活改善センターの指定管理者については、令和 2 年 12 月定例会において、西谷口区がその指定の期間を「令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」とすることとして議決を受けたところである。

しかし、議案第 36 号の改正の内容(1)に記載のとおり、当該施設の無償譲渡申請書が提出され、あわせて、当該施設の無償譲渡に係る指定管理者の指定期間の変更同意書が提出された。

これに伴い、当該指定管理者の指定の期間の末日を、当該施設の用途廃止の日(議案第 36 号の条例の施行期日)の前日に変更することについて、議会の議決を求めようとするものである。

<指定管理者の指定の期間の変更内容>

項目	指定の期間
変更前	令和 3 年 4 月 1 日～ <b>令和 8 年 3 月 31 日</b> (5 年間)
変更後	令和 3 年 4 月 1 日～ <b>令和 7 年 3 月 31 日</b> (4 年間)

(担当課：農政課)

## 議案第 38 号

### 財産の無償譲渡について（佐伯市西谷口生活改善センター及びその用地） （議案書 54 ページ）

地域振興を図るため、佐伯市西谷口生活改善センター及びその用地を西谷口区に無償譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

#### （1） 無償譲渡する財産

##### ア 土地

所在	地番	地目	地積
佐伯市弥生大字山梨子字岡ノ平	739 番 1	宅地	201.12 m <sup>2</sup>

##### イ 建物

名称	所在	構造	床面積
佐伯市西谷口生活改善センター	佐伯市弥生大字山梨子字岡ノ平 739 番地 1	木造瓦ぶき 平家建	111.42 m <sup>2</sup>

#### （2） 無償譲渡の相手方

佐伯市弥生大字山梨子 739 番地 1  
西谷口区 区長 宮脇 勉

#### （3） 無償譲渡の目的

西谷口区が、佐伯市西谷口生活改善センターを地域振興の拠点となる集会施設として活用するため

（担当課：農政課）

## 議案第 39 号

### 佐伯市林業集会施設条例の一部改正について

(議案書 57 ページ)

佐伯市河尻集会センターを、令和 7 年 4 月 1 日に廃止しようとするものである。

<改正の内容>

#### (1) 施設の名称等に係る規定の削除

集会施設及び地区集会所に類する施設については、佐伯市公共施設等総合管理計画において、「新規整備はしない。地区譲渡を進めていく。」との方針が定められており、地区譲渡について、地区との協議を進めてきた。

今回、河尻区が施設の譲渡受入れを決定し、令和 6 年 10 月に当該地区から市に対し、無償譲渡申請書の提出がなされた。

これに伴い、佐伯市河尻集会センターの名称、位置及び対象区域の規定を削除する(第 2 条の表改正関係)。

#### (2) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(担当課：林業課)

## 議案第 40 号

### 佐伯市河尻集会センターの指定管理者の指定の期間の変更について

(議案書 58 ページ)

佐伯市河尻集会センターの指定管理者の指定の期間を変更することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

佐伯市河尻集会センターの指定管理者については、令和 2 年 12 月定例会において、河尻区がその指定の期間を「令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」とすることとして議決を受けたところである。

しかし、議案第 39 号の改正の内容(1)に記載のとおり、当該施設の無償譲渡申請書が提出され、あわせて、当該施設の無償譲渡に係る指定管理者の指定期間の変更同意書が提出された。

これに伴い、当該指定管理者の指定の期間の末日を、当該施設の用途廃止の日(議案第 39 号の条例の施行期日)の前日に変更することについて、議会の議決を求めようとするものである。

<指定管理者の指定の期間の変更内容>

項目	指定の期間
変更前	令和 3 年 4 月 1 日～ <b>令和 8 年 3 月 31 日</b> (5 年間)
変更後	令和 3 年 4 月 1 日～ <b>令和 7 年 3 月 31 日</b> (4 年間)

(担当課：林業課)

## 議案第 41 号

### 財産の無償譲渡について（佐伯市河尻集会センター及びその用地）

#### （議案書 59 ページ）

地域振興を図るため、佐伯市河尻集会センター及びその用地を河尻区に無償譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

#### （1） 無償譲渡する財産

##### ア 土地

所在	地番	地目	地積
佐伯市宇目大字千束字向前田	725 番 1	宅地	707.00 m <sup>2</sup>
佐伯市宇目大字千束字向前田	726 番 1	宅地	682.72 m <sup>2</sup>

##### イ 建物

名称	所在	構造	床面積
佐伯市河尻集会センター	佐伯市宇目大字千束字向前田 725 番地 1	木造スレートぶき平家建	153.78 m <sup>2</sup>

#### （2） 無償譲渡の相手方

佐伯市宇目大字千束 725 番地 1  
河尻区 会長 河野 弘光

#### （3） 無償譲渡の目的

河尻区が、佐伯市河尻集会センターを地域振興の拠点となる集会施設として活用するため

（担当課：林業課）

## 議案第 42 号

### 佐伯市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について

(議案書 62 ページ)

水道法の規定により、水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う「布設工事監督者」及び水道の管理について技術上の業務を行う「水道技術管理者」については、水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、政令で定める資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格を有する者でなければならないこととされている。

今般、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正により、この布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しが行われたことに伴い、当該政令及び当該省令と同様の改正をしようとするものである。

<主な改正の内容>

#### (1) 布設工事監督者の資格要件の見直し

布設工事監督者の資格要件を次のとおり改める(第4条改正関係)。

##### ① 実務経験年数に算入できる分野の見直し

実務経験年数に算入できる分野については、現行では、水道に関する実務経験のみを対象としているが、実務経験年数の少なくとも半分は、水道に関する実務経験を必要とし、残りの実務経験年数には、水道以外の分野(工業用水道、下水道、道路又は河川)に関する実務経験についても対象とする。

##### ② 学歴・学科要件の見直し

学歴・学科要件については、現行では、土木工学科のみの課程を対象としているが、土木工学科以外に機械工学科又は電気工学科の課程についても対象とする。

##### ③ 国家資格(1級土木施工管理技士)の追加

現行では、資格要件の対象とされていなかった国家資格(1級土木施工管理技士)について、新たに資格要件として追加する。

#### (2) 水道技術管理者の資格要件の見直し

水道技術管理者の資格要件について、上記(1)③と同様に、現行では、対象とされていなかった国家資格(1級土木施工管理技士)を新たに追加する(第5条第1項改正関係)。

#### (3) 施行期日

令和7年4月1日

(担当課：営業課)

## 議案第 43 号

### 佐伯市印鑑条例の一部改正について (議案書 65 ページ)

印鑑登録証明書の窓口交付申請において、利用者証明用電子証明書が記録されている個人番号カード（マイナンバーカード）又は移動端末設備（スマートフォン）を提示して当該申請をすることができるようにするほか、規定の整備をしようとするものである。

<主な改正の内容>

#### (1) 印鑑登録証明書の窓口交付申請における印鑑登録証の提示の省略

現行では、窓口において印鑑登録証明書の交付申請を行う際、印鑑登録証の提示が義務付けられているが、現在、マイナンバーカードやスマートフォンに利用者証明用電子証明書の記録が可能となっていることから、住民の利便性の向上を図るため、印鑑登録者本人から、これらの証明書の提示があった場合は、印鑑登録証の提示を不要とする（第 13 条第 1 項ただし書追加関係）。

#### (2) 施行期日

公布の日

(担当課：市民課)

## 議案第 44 号

### 佐伯市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

#### (議案書 66 ページ)

栄養士法の一部改正により、これまで管理栄養士国家試験の受験資格に必要であった栄養士免許の取得が、管理栄養士養成施設卒業者については不要となり、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下「内閣府令」という。）」が改正されたことに伴い、当該内閣府令と同様の改正をしようとするものである。

<改正の内容>

#### (1) 食事の提供の特例に係る配置基準の見直し

家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、連携施設等から搬入することができる場合の要件として求めていた「栄養士」の配置を「栄養士又は管理栄養士」の配置に改め、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても、同要件を満たすことができることとする（第 16 条第 1 項第 2 号改正関係）。

#### (2) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(担当課：こども福祉課)

## 議案第 45 号

### 佐伯市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び佐伯市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(議案書 67 ページ)

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」(以下これらを「内閣府令」という。)の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)との連携によって適切に確保しなければならない保育内容支援及び代替保育に係る連携協力について見直されたほか、著しく困難な場合に連携施設の確保を不要とする経過措置期間が延長されたことに伴い、当該内閣府令と同様の改正をしようとするものである。

<主な改正の内容>

#### (1) 佐伯市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(第1条による改正)

ア 保育内容支援に係る連携協力に関する見直し

家庭的保育事業者等は、保育内容支援に係る連携協力を行う連携施設を確保しなければならないが、この連携施設の確保が著しく困難な場合であって、役割の分担や責任の所在が明確化されており、本来の業務の遂行に支障がないようにするための措置が講じられている小規模保育事業A型事業者等である保育内容支援連携協力者を適切に確保する場合には、連携施設の確保を不要とする(改正後の第6条第2項及び第3項追加関係)。

イ 代替保育に係る連携協力に関する見直し

家庭的保育事業者等は、代替保育に係る連携協力を行う連携施設を確保しなければならないが、小規模保育事業A型事業者等である代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお代替保育連携協力者の確保が著しく困難である場合には、連携施設の確保を不要とする(改正後の第6条第4項第2号改正関係)。

ウ 連携施設の確保を不要とする経過措置期間の延長

家庭的保育事業者等は、保育内容支援、代替保育及び卒園後の受け皿設定に係る連携協力を行う連携施設を適切に確保しなければならないが、連携施設の確保が著しく困難であって、必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合には連携施設の確保を不要とする経過措置が設けられている。この期限が、令和6年度末に到来するため、当該期限を5年間延長する(附則第3条改正関係)。

#### (2) 佐伯市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正(第2条による改正)

保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直し並びに連携施設の確保を不要とする経過措置期間の延長について、上記(1)と同様の措置を講ずる(改正後の第42条第2項及び第3項追加関係並びに同条第4項第2号改正関係並びに附則第5条改正関係)。



(3) 施行期日

令和7年4月1日

(担当課：こども福祉課)

議案第46号

佐伯市老人憩の家条例の一部改正について

(議案書71ページ)

佐伯市葛原老人憩の家を、令和7年4月1日に廃止しようとするものである。

<改正の内容>

(1) 施設の名称等に係る規定の削除

集会施設及び地区集会所に類する施設については、佐伯市公共施設等総合管理計画において、「新規整備はしない。地区譲渡を進めていく。」との方針が定められており、地区譲渡について、地区との協議を進めてきた。

今回、葛原地区が施設の譲渡受入れを決定し、令和6年12月に当該地区から市に対し、無償譲渡申請書の提出がなされた。

これに伴い、佐伯市葛原老人憩の家の名称及び位置の規定を削除する(別表第1改正関係)。

(2) 施行期日

令和7年4月1日

(担当課：高齢者福祉課)

議案第47号

財産の無償譲渡について(佐伯市葛原老人憩の家及びその用地)

(議案書72ページ)

地域振興を図るため、佐伯市葛原老人憩の家及びその用地を葛原地区に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

(1) 無償譲渡する財産

ア 土地

所在	地番	地目	地積
佐伯市蒲江大字葛原浦字蒲ノ元	4番107	宅地	63.93㎡

イ 建物

名称	所在	構造	床面積
佐伯市葛原老人憩の家	佐伯市蒲江大字葛原浦字蒲ノ元4番地124	木造平家建	72.82㎡

(2) 無償譲渡の相手方

佐伯市蒲江大字葛原浦4番地5

葛原地区 会長 谷口 英樹

(3) 無償譲渡の目的

葛原地区が、佐伯市葛原老人憩の家を地域振興の拠点となる集会施設として活用するため

(担当課：高齢者福祉課)

## 議案第 48 号

### 佐伯市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例及び佐伯市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

(議案書 75 ページ)

介護保険法施行規則の一部改正により、地域包括支援センターにおける職員配置基準の柔軟化が図られたことに伴い、当該省令と同様の改正を行うほか、規定の整理をしようとするものである。

<主な改正の内容>

#### (1) 佐伯市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部改正 (第 1 条による改正)

地域包括支援センターの職員配置基準を次のとおり改める (第 3 条改正関係)。

- ① 地域包括支援センターに配置する専門職については、専従・常勤の職員として、3 職種 (保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者をいう。以下同じ。) を配置することとしていたところ、引き続きこれを原則とした上で、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、「常勤換算方法 (※)」により配置基準を満たすことができることとする。

(※)「常勤換算方法」とは、職員の勤務延時間数を、常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の職員数に換算する方法をいう。

- ② 地域包括支援センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数の地域包括支援センターを一の区域として、当該複数の地域包括支援センターに配置すべき 3 職種の常勤職員数の合計を配置することにより、それぞれの地域包括支援センターの配置基準を満たすことができることとする。ただし、3 職種のうち、2 職種の配置は必須とする。

#### (2) 佐伯市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正 (第 2 条による改正)

介護保険法施行規則の一部改正により、当該省令に「条項ずれ」が生じたことに伴い、当該条項を引用している規定を改正後の条項に改める (第 15 条第 1 号改正関係)。

#### (3) 施行期日

公布の日

(担当課：高齢者福祉課)

## 議案第 49 号

### 佐伯市工房館条例の一部改正について (議案書 77 ページ)

佐伯市鶴見ふるさと工房館を、令和 7 年 4 月 1 日に廃止しようとするものである。

<主な改正の内容>

#### (1) 施設の名称等に係る規定の削除

佐伯市鶴見ふるさと工房館は、陶芸館及び工芸館で構成され、陶芸館にあつては令和 3 年度をもって、工芸館にあつては令和 5 年度をもって、それまで主に利用していた団体による利用がなくなり、また、個人による利用も両館とも令和元年度から利用がなく、現在は、陶芸品及び工芸品の製作等の場としての活用がない。

よつて、当該施設を廃止するため、施設の名称及び位置、使用料等の規定を削除する(第 1 条、第 2 条の表及び別表改正関係)。

#### (2) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(担当課：社会教育課)

## 議案第 50 号

### 佐伯市鶴見高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について (議案書 78 ページ)

佐伯市鶴見高齢者生活福祉センターの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

#### (1) 指定管理者の候補者

所在地 佐伯市大字長良 4954 番地

団体名 社会福祉法人長陽会

代表者 理事長 御手洗 吉生

#### (2) 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

#### (3) 選定の方法

公募→任意

#### (4) 応募団体数

—

#### (5) 選定委員会の選定理由(答申の概要)

公募による申請団体がなかったことから、施設の運営及び維持管理を継続して行うためには、現指定管理者を候補者として選定することが望ましいため

#### (6) 市からの委託料

令和 7 年度分 15,736,000 円

指定期間内の総合計 47,208,000 円

(担当課：高齢者福祉課)

## 諮 問

### 諮問第 1 号

#### 人権擁護委員候補者の推薦について（候補者野口真裕美） （議案書 79 ページ）

人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないこととされている。

本市の人権擁護委員のうち御手洗正子（みたらい まさこ）委員の任期が令和 7 年 6 月 30 日で満了するため、新たに野口真裕美（のぐち まゆみ）氏を推薦しようとするものである。

（担当課：福祉保健企画課）

### 諮問第 2 号

#### 人権擁護委員候補者の推薦について（候補者松井達朗） （議案書 81 ページ）

諮問第 1 号と同様の諮問である。

本市の人権擁護委員のうち大竹育代（おおたけ いくよ）委員の任期が令和 7 年 6 月 30 日で満了するため、新たに松井達朗（まつい たつろう）氏を推薦しようとするものである。

（担当課：福祉保健企画課）